広報 お知らせ版
広報にしあいづ
2024 8/15 No.241

保険料率や均等割額の軽減措置を見直し
後期高齢者医療制度について

後期高齢者医療制度は、実施主体である福島県後期高齢者医療広域連合が、保険料やそれにかかる特例措置などについて、定期的に見直しを実施しています。本年度の見直された保険料率と均等割額の軽減措置の内容についてお知らせします。

後期高齢者医療制度とは

後期高齢者医療制度は、75歳以上の人および一定の障がいがある65歳以上74歳以下の人のうち認定を受けた人が加入する医療制度です。

医療費の財源の内訳は、医療機関などで支払う自己負担額を除き、制度加入者（被保険者）が納める保険料が約1割、現役世代からの支援金が約4割、国・県・市町村が負担する公費が約5割となっています。

なお、保険料は制度加入者全員が負担することになりますので、制度加入前まで社会保険の被扶養者だった人にも保険料を負担してもらう制度になっています。

保険料率の改定内容

本制度では、今後見込まれる医療給付費に見合う保険料収入を確保し、健全な財政運営を維持するため、2年ごとに保険料率の見直しをしています。今回は、令和6年度の保険料率が、図表1のように改定されました。

保険料率の計算方法
※図1参照

年間保険料は、制度加入者全員が等しく負担する「均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」の合計額となり、個人ごとに計算されます。年度途中で加入した場合の保険料は、加入した月からの月割で計算します。所得の低い世帯の人には、制度加入者と世帯主の所得に応じて均等割額が軽減されます。

窓口での自己負担割合について

団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。そのため、令和4年10月より窓口で支払う医療費について、現役並みの所得のある人は3割負担、一定以上の所得のある人は2割負担となりました。それ以外の人は1割負担となっています。

図表1　保険料の計算方法

1年間の保険料（100円未満切捨て）
＝
均等割額 45,900円 ＋ 所得割額（総所得金額－43万円）×8.98パーセント（所得58万超）／8.64パーセント（〃 以下）

※令和4・5年度保険料率は、均等割額44,300円・所得割率8.48パーセント

均等割額の軽減措置

同一世帯内の制度加入者と世帯主の総所得金額などの合計額によって、図表2のとおり均等割額が軽減されます。

この保険料については、毎年8月に通知書を送付していますので、通知書が届いたら内容を確認しましょう。

図表2　軽減割合とその条件

同一世帯内の制度加入者と世帯主の総所得金額等の合計額	軽減割合
43万円＋10万円×（年金・給与所得者の数－1）以下	7割
43万円＋29.5万円×被保険者数＋10万円×（年金・給与所得者数－1）以下	5割
43万円＋54.5万円×被保険者数＋10万円×（年金・給与所得者数－1）以下	2割

〈問い合わせ先〉
健康増進課　国保係
☎45―4532